

指定障がい福祉サービス事業者等
集団指導研修

指定事業所等の運営指導について

2025年（令和7年）7月

福山市 保健福祉局 福祉部 障がい福祉課
事業者指定・指導担当

1 2024年度（令和6年度） 指定障がい福祉サービス事業所等 の運営指導の実施状況について

2024年度（令和6年度） 運営指導件数

・ 障がい福祉サービス事業所等

事業区分		事業所数	運営指導事業所数	実施率
障がい福祉サービス	訪問系事業	80	36	45%
	日中活動系事業	160	64	40%
	居住系事業	119	68	57%
	相談支援事業	43	20	47%
障がい児通所支援		172	28	16%
計		574	216	38%

○運営指導の結果

指摘事項の区分	文書	口頭
人員に関する基準	5	4
運営に関する基準	124	433
変更の届出等		8
給付費の算定及び取扱い	45	44
計	174	489

○運営指導の結果（概要）

項目		指摘事項
運営に関する基準	契約内容の報告等	・利用者との契約を締結、変更又は終了した際は、契約内容報告書を提出すること
	計画の作成	・サービス管理責任者は、個別支援計画の原案を作成し、利用者又はその家族に対して説明し、同意を得ること。また、個別支援計画の作成に係る会議を開催し、その記録を保存すること ・個別支援計画を作成した際には、指定計画相談支援又は指定障害児相談支援に交付すること。 ・相談支援専門員は、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス担当者会議の開催等により、指定障害福祉サービス事業者等の担当者から意見を求め、記録すること。また、サービス等利用計画を担当者に交付すること。
	工賃・賃金の支払い	・年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知すること。 ・生産活動に係る事業の収入から必要な経費を控除した額を、工賃として利用者に支払い、余剰金が発生した場合には、必要に応じて適切な会計処理すること。

項目		指摘事項
	勤務体制の確保等	・職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。
	業務継続計画の策定等	業務継続計画の策定等（計画の策定、研修、訓練の実施及び記録）の措置について、実施すること。
運営に関する基準	衛生管理	感染症等のまん延防止の措置（委員会の設置、指針の整備、訓練）について、実施すること。
	掲示	事業所に、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること
	身体拘束等の禁止	身体拘束等の適正化の措置（委員会の設置、担当者の選定、指針の整備、研修等の実施）について、実施すること
	虐待の禁止	虐待の防止の措置（委員会の設置、研修の実施、担当者の選任）について、実施すること
	会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、各事業の会計をそれぞれその他の事業と区分すること。

項目	指摘事項
給付費の算定及び取扱い	・ 事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について虐待防止措置未実施減算（身体拘束廃止未実施減算）を適用し、所定単位数から減算すること。 ・ 2024年（令和6年）4月から計画策定月までの間について、利用者全員について業務継続計画未策定減算を適用し、所定単位数から減算すること。 ・ 欠席時対応加算について、連絡日を記録に残すこと。また、当該加算の算定要件を満たさないものについて、過誤調整により返還すること。 ・ 食事提供体制加算の算定をする場合は、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を作成すること。

2 指定障がい福祉サービス事業者等の指導について

(1) 目的

(2) 指導の方法及び実施計画等

(1) 目的

指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者に対する指導については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）をはじめとする関係法令等に基づき、事業運営並びに利用者へのサービス提供が適正かつ円滑に行われることを目的として実施する。

重点項目

- (1) 適切な事業運営
- (2) 自立支援給付費及び障害児通所給付費の請求及び取扱いの適正化
- (3) 適切かつ効果的なサービスの提供
- (4) 災害の対応の強化
- (5) 苦情解決体制の整備と利用者、家族及び従業者への周知
- (6) 障がい者雇用対策

(2) 指導の方法及び実施計画等

指導方法	集団指導及び運営指導
実施計画	<u>集団指導</u> 講習等の方式により随時実施 <u>運営指導</u> 面談方式により実施 就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業所 ⇒ 3年に1回以上 上記以外のサービスの事業所 ⇒ 指定有効期間内に1回以上 ※入所施設 3年に1回 ※指定後まもない障がい福祉サービス事業者等については、指定後3年以内に実施する。ただし、就労継続支援A型を行う事業所は、新規指定の半年後を目途に初回の運営指導を実施する。 ※人員、設備、運営基準、報酬請求に問題があるなど、特に必要と認めた場合は、随時運営指導を実施する。

3 運営指導について

- (1) 対象事業所
- (2) 運営指導の流れ
- (3) 運営指導の実施状況

(1) 対象事業所

類型	対象
指定障がい福祉サービス事業所	次の事業所・施設から選定 (1)近年実地指導を未実施の事業所・施設 (2)新規事業所・施設 (3)継続した指導が必要であると判断される事業所・施設
入所支援施設	
指定障がい児通所支援事業所	

※現時点での計画であり、必要に応じて実施時期の延期や対象の変更等を行う場合があります。

(2) 運営指導の流れ

運営指導前

- 実施通知 運営指導日の概ね1ヶ月前
- 事前提出資料の提出
※運営指導日の10日前までに電子申請システムで提出

運営指導当日

- 当日の流れ等説明 ⇒ 書類等の確認、担当者からヒアリング ⇒ 講評
※必要書類の準備
※管理者、サビ管(サビ提)、児発管、担当者の出席

運営指導後

- 結果通知 運営指導日の概ね1ヶ月程度
- 改善報告書の提出
※期日(結果通知発送より概ね1ヶ月)までに電子申請システムより提出